

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室)

項 目 名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置	
税 目	所得税 (所得税法第 11 条第 1 項) 法人税 (法人税法第 2 条第 5 号、第 4 条第 2 項) 消費税 (消費税法第 60 条) 印紙税 (印紙税法第 5 条第 2 号) 登録免許税 (登録免許税法第 4 条第 1 項)	
要 望 の 内 容	<p>○特例措置の対象                      福島国際研究教育機構の設立(令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。)に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>○特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用)</li> <li>・ 法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)</li> <li>・ 消費税(消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用)</li> <li>・ 印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二))</li> <li>・ 登録免許税(非課税措置を適用(登録免許税法別表第二))</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 510.7 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>福島創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。</p> <p>このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。</p> <p>機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実に繋げるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。</p> <p>本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>		
今回の要望（租税特別措置）に関する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島 の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性 の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずること により、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を 実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生 することで、機構の目的である福島をはじめとする東北 の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。</p>
相 当 性		<p>当該要望項目 以外の税制上の 措置</p>	<p>(地方税) ○法人住民税(法人税割) (法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望) ○事業税(地方税法第72条の4の非課税の法人として要望) ○地方消費税※消費税(国税)と連動した要望 ○不動産取得税 (地方税法第73条の3による非課税措置を要望) ○固定資産税 (地方税法第348条第6項による非課税措置を要望) ○都市計画税 (地方税法第702条の2による非課税措置を要望) ○事業所税※法人税(国税)と連動した要望</p>
		<p>予算上の措置等 の要求内容及 び金額</p>	<p>令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求 (事項要求)</p>
		<p>上記の予算上の 措置等と要望 項目との関係</p>	<p>税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施すること により、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争 力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及 び福島地方公共団体のみが出資できることとしている極めて 公共性の高い法人である。 なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇 措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均 衡を欠くこととなる。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		<p>租税特別措置の 適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租特透明化法に 基づく適用実態 調査結果</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の 適用による効果 (手段としての 有効性)</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	